令和２年度介護サービス事業所に対する実地指導の結果について

1. 実地指導の実施状況

　令和２年度の実地指導実施状況については次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 実施数 |
| 訪問介護 | １ |
| 認知症対応型共同生活介護 | １ |
| 居宅介護支援 | ２ |

1. 主な指摘事項

　令和２年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例は、以下の通りです。

|  |
| --- |
| **サービス担当者会議にて同意を得た居宅サービス計画書の利用者への交付記録がない事例があった。****（条例第21条10号、省令第13条第11号）** |
| 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。 |
| **居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めていない事例があった。****（条例第21条第11号）** |
| 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第28条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。 |
| **運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。****（条例第13号第128条（準用第34条））** |
| 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |
| **認知症対応型共同生活介護計画の短期目標の設定期間が切れている事例があった。****（条例第13号第118条）** |
| 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。 |
| **利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認していない事例があった。****（条例111号第34条第1項）** |
| 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認すること。 |

**条例：**羽村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日条例第13号）

**条例13号：**羽村市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成25年3月25日条例第13号）

**条例111号：**東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第111号）

**省令：**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）